

指定障がい福祉サービス事業者等集団指導研修【福山市】

日時：2019年(平成31年)3月19日

第1回 10時30分～12時00分

第2回 13時30分～15時00分

場所：ローズコム 4階大会議室

1	権限移譲等について	1
2	変更届出書等の取扱いについて	2
3	事前協議について	6
4	福祉・介護職員処遇改善加算の算定に係る体制等に関する届出書等の提出について	11

※この資料は、市ホームページに掲載しているので、参考にしてください。

福山市ホームページ (<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>)

→「担当部署でさがす」(トップページ左側)

→保健福祉局・福祉部 障がい福祉課

→障がい福祉サービス事業者及び福山市障がい者等日中生活支援事業協定事業者へのお知らせ

→ 事業者説明会資料

「平成30年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導研修【福山市】における配布資料について」



1 権限移譲等について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号）により、指定障がい児通所支援事業者の指定・指導の権限と、業務管理体制の整備に関する届出の受理・立入検査等の事務権限（特定相談支援事業のみを行う指定特定相談支援事業者と指定障がい児相談支援事業者を除く）が広島県から移譲されます。

このうち、指定障がい児通所支援事業者の指定・指導にあたり必要な基準につきましては、地方自治法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令（案）の公布日が確定しなかったことから、施行日までに条例を制定することができませんでした。

そのため、施行日から条例制定までの間は、広島県条例「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年広島県条例第61号）を本市が定める基準とみなすこととしておりますのでお知らせします。

また、業務管理体制の整備に関する届出につきましては、昨年11月15日から16日の間、中国四国厚生局が実施した「平成30年度における障害者総合支援法第2条第3項の規定に基づく実地指導等」の結果、特定相談支援事業のみを行う指定特定相談支援事業者と指定障がい児相談支援事業者に対し、届出書を提出させるよう助言・指導を受けたところです。

今後、該当する事業者に対し、改めて届出書の提出を依頼することとしておりますので、よろしく申し上げます。

2 変更届出書等の取扱いについて

これまで、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第34条の23等に定める事項の変更届出書（以下、「届出書」という。）の取扱いについては、これまで届出書の受理の都度、受理通知を交付してきたところです。

権限移譲による事務量の増加に対応するため、来年度以降は、当該受理通知を廃止します。

受理したことがわかる書類が必要な場合は、届出書に受付印を押印したコピーをお渡ししますので、その都度申し出てください。

また、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出につきましては、受理通知書を交付しますが、次のとおり方法を見直します。

審査に一定の時間を要することから、提出前に御連絡いただきますようお願いします。

なお、福山市障がい者等日中生活支援事業についても同様の取扱いですので、念のため申し添えます。

【新年度以降の流れ】

- ① 事前に連絡を入れ、原則として障がい福祉課の窓口を持参する。
- ② 窓口で、提出された介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表等（以下、「一覧表」という。）と障害者総合支援事業者情報管理システムに入力されている情報の突合を行う。
- ③ 変更部分についての審査を行う（場合により補正指示）。
- ④ 受理通知を交付する。

福 障 第 12 号 の 3
2019 年（平成 31 年）4 月 1 日

各事業所・施設 管理者 様

福 山 市 長
（保健福祉局福祉部障がい福祉課）
（ 公 印 省 略 ）

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書の受理について

別紙のとおり受理しましたので通知します。

なお、請求にあたっては、貴事業所・施設において算定基準等を満たすことを確認の上、
行ってください。

異動年月日	2019年(平成31年)4月1日
届出内容	別紙のとおり

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等	運用開始日
各サービス共通					地域区分 1. 一般地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他	
					特定事業所 福祉・介護職員処遇改善加算対象 福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV 1. なし 2. あり
居宅介護					キャリアバス区分 (※3) 1. III (キャリアバス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V (キャリアバス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアバス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアバス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアバス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
					共生型サービス対象区分 地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当 1. 非該当 2. 該当
重度訪問介護					特定事業所 福祉・介護職員処遇改善加算対象 福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. I 3. II 4. III 1. なし 2. あり
					キャリアバス区分 (※3)	1. III (キャリアバス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V (キャリアバス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアバス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアバス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアバス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)
					共生型サービス対象区分 地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当 1. 非該当 2. 該当

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

様式3-2

提供サービス	特例による指定の有無 (※1)	定員規模 (※2)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等	適用開始日
各サービス共通					地域区分 11. 一級地 12. 二級地 13. 三級地 14. 四級地 15. 五級地 16. 六級地 17. 七級地 23. その他 1. 非該当 2. 1 3. 11	
児童発達支援			1. 児童発達支援センター以外 2. 児童発達支援センター	1. 重症心身障害者 2. 重症心身障害者	未就学児等支援区分	1. なし 2. あり
					児童指導員等配置	1. なし 2. あり
					定員超過	1. なし 2. あり
					職員欠和	1. なし 2. あり
					児童発達支援管理責任者欠和	1. なし 2. あり
					開所時間減算	1. なし 2. あり
					開所時間減算区分(※3)	1. 4時間未満 2. 4時間以上6時間未満
					自己評価結果等非公表減算	1. なし 2. あり
					児童指導員等追加配体制(Ⅰ)	1. なし 2. 専門職員(理学療法士等) 3. 児童指導員等 4. その他従業者
					児童指導員等追加配体制(Ⅱ)	1. なし 2. 専門職員(理学療法士等) 3. 児童指導員等 4. その他従業者
					看護職員追加配体制	1. なし 2. 1 3. 11 4. 11
					看護職員追加配体制(重症)	1. なし 2. 1 3. 11
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. 11 4. 11 5. 1
栄養士配置体制(※4)	1. なし 2. その他栄養士 3. 常勤栄養士 4. 常勤管理栄養士					
特別支援体制	1. なし 2. あり					
強度行動障害加算体制	1. なし 2. あり					
送迎体制	1. なし 2. あり					
送迎体制(重症)	1. なし 2. あり					
延長支援体制	1. なし 2. あり					
福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり					
福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり					
キャリアパス区分(※5)	Ⅲ (キャリアパス要件(Ⅰ又はⅡ)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. Ⅳ (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. Ⅳ (キャリアパス要件を満たさない) 4. Ⅳ (職場環境等要件を満たさない) 5. Ⅱ (キャリアパス要件(Ⅰ及びⅡ)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. Ⅰ (キャリアパス要件(Ⅰ及びⅡ)及び職場環境等要件のいずれも満たす)					
指定管理者制適用区分	1. 非該当 2. 該当					
共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当					
共生型サービス体制強化(※6)	1. 非該当 2. 1 3. 11 4. 11					
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当					

障害児通所・入所給付費

3 事前協議について

昨年1・2月に、広島県障害者自立支援協議会が取りまとめた「指定就労継続支援A型事業所の経営破たんに係る検証報告書」において、これまで本市で行ってきた事業者指定時における事業計画の実現可能性や財務基盤の健全性等の審査が不十分であったことが指摘されているところです。

そのため、次のとおり事前協議の内容を見直し、来年度以降から適用することとしているのでお知らせします。

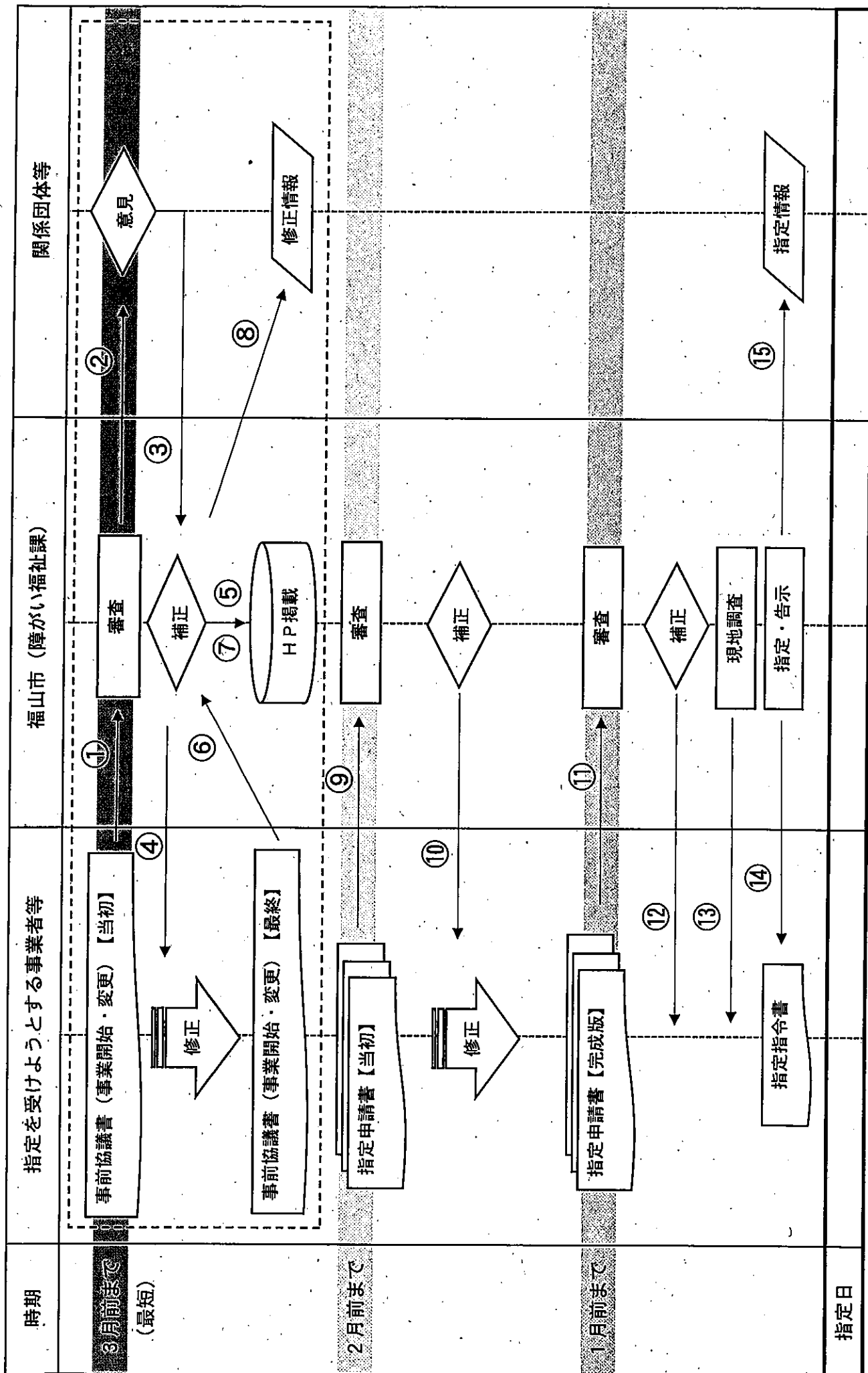
(1) 主な改正点

項目	改正前	改正後
提出時期	新規指定 概ね5月前 その他 概ね3月前	3月前 (協議期間は最大6月)
事前協議が必要な事業	短期入所・療養介護・生活介護・施設入所支援・共同生活援助・自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)	指定権限を有する全ての事業者
関係者への意見聴取	市関係機関(建築・消防等)	市関係機関(建築・消防等) 一般社団法人広島県中小企業診断協会 市長が必要と認める団体
事業計画書	任意様式	指定様式(別紙のとおり)
本市ホームページ掲載	なし	あり

(2) 今後の流れ

別紙のとおり

今後の事業者指定の流れ



※事前協議 (点線内) は最大6月間とする。

福山市長 様

申請者 所在地
 名 称
 代表者



事前協議書

見出しのことについて、次のとおり事業を（開始・変更）したいので、協議します。
 また、別添の事業計画書及び本計画に加筆される関係団体からの意見について、福山市ホームページに公表することに同意します。

概 要	事業種別		
	事業所名		
	住 所		
	協議内容	<input type="checkbox"/>	新規事業の開設（移転・大幅な事業内容変更を含む）
		<input type="checkbox"/>	事業の追加
<input type="checkbox"/>		定員の変更	
<input type="checkbox"/>		建物の構造・設備の変更	
開設（変更）予定日		年 月 日（予定）	
添付書類	<input type="checkbox"/>	事業計画書（様式第2号）	
	<input type="checkbox"/>	組織体制図（任意様式）	
	<input type="checkbox"/>	職員の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）	
	<input type="checkbox"/>	管理者及びサービス管理責任者等の経歴書（参考様式2）	
	<input type="checkbox"/>	月別収支予算書【開始予定日から24月分】（任意様式）	
	<input type="checkbox"/>	その他	
	<input type="checkbox"/>	生活介護・就労移行支援・就労継続支援	
	<input type="checkbox"/>	受注量の積算根拠（任意様式）※1	
	<input type="checkbox"/>	請負契約の内容（任意様式）※2	
	<input type="checkbox"/>	作業工程に係る手順（任意様式）※3	
<input type="checkbox"/>	児童発達支援・放課後等デイサービス		
<input type="checkbox"/>	事業所の位置する小学校区の児童数等（任意様式）※4		

- ※1 同種の作業内容を参考に積算すること（過大に見積もらないこと）。
- ※2 請負単価の根拠、内容、成果物について具体的に記載すること。
- ※3 図や写真等を活用して、具体的に記載すること。
- ※4 児童数の推移、既存事業所の定員数、今後の利用見込みの推移について記載すること。

10 付近図

小学校区 人口 人 事業所数 人 事業所利用定員 人

凡例

- ... 事業所
- ... 同種の事業所
- x ... 一次避難先
- △ ... 二次避難先
- ... 二次避難先

意見

12 事業計画

意見

13 利用者処遇

意見

14 防災計画

意見

15 一日の流れ

<input type="text"/>	時	<input type="text"/>	分	～	<input type="text"/>	時	<input type="text"/>	分
<input type="text"/>	時	<input type="text"/>	分	～	<input type="text"/>	時	<input type="text"/>	分
<input type="text"/>	時	<input type="text"/>	分	～	<input type="text"/>	時	<input type="text"/>	分
<input type="text"/>	時	<input type="text"/>	分	～	<input type="text"/>	時	<input type="text"/>	分
<input type="text"/>	時	<input type="text"/>	分	～	<input type="text"/>	時	<input type="text"/>	分
<input type="text"/>	時	<input type="text"/>	分	～	<input type="text"/>	時	<input type="text"/>	分
<input type="text"/>	時	<input type="text"/>	分	～	<input type="text"/>	時	<input type="text"/>	分
<input type="text"/>	時	<input type="text"/>	分	～	<input type="text"/>	時	<input type="text"/>	分

意見

11 平面図

※平面図の写真を貼付

意見

4 福祉・介護職員処遇改善加算の算定に係る体制等に関する届出書等の提出について

来年度における障害福祉サービス等の報酬改定につきましては、福祉・介護職員処遇改善加算の内容変更など、所要の改正が行われています。

この内容等につきましては既に各事業所に対し通知しているところですが、改めて届出スケジュールについてお示しするものです。

当日は窓口が大変混雑することが想定されることから、あらかじめ期限前に提出するなど余裕をもった事務処理をお願いします。

3月15日（金）（受付終了）

- ・ 4月サービス提供分から加算等を算定する場合（次の①・②を除く）

4月15日（月）

- ・ 福祉・介護職員処遇改善（特別）加算を4月サービス提供分から算定する場合・・・・・・・・・・・・・・・・①
- ・ 前年度の実績に基づき算定される報酬について、4月サービス提供分から新規に又は変更して算定する場合・・・・・・・・・・・・・・・・②
- ・ 5月サービス提供分から算定する場合

5月15日（水）

- ・ 6月サービス提供分から算定する場合

